

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等(下表参照)のある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として以下の期日までに以下「問い合わせ先」にご連絡ください。希望する配慮により、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

申出期限：受験する課程・選抜の口述試験開始2週間前

※口述対象者発表前でも、対象者となった場合に備え、予めお申し出ください。

※期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、申請が遅くなりますと、実際に提供できる受験上の配慮が限定されることがありますので、可能な範囲で早めに申請書類を提出してください。

区分	対象となる者
視覚に関する配慮	・点字による教育を受けている者 ・両目の矯正視力がおおむね0.3未満、もしくは視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外の視覚障害者
聴覚に関する配慮	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚障害者
肢体不自由に関する配慮	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由者
病弱に関する配慮	・慢性の呼吸器疾患，心臓疾患，腎臓疾患，消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
発達障害に関する配慮	・学習障害，注意欠陥多動性障害，自閉症，アスペルガー症候群，広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者
その他	・上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者

【問い合わせ先】

法学政治学研究科等大学院チーム

Email: jin.j●gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※送付の際は●を@マークにして送付してください。